

万一の医療事故に備えるための保険制度です



日医医賠責特約保険 –日医A会員の任意加入– 「2025年7月1日保険開始」分の加入受付および更新手続きが始まります

加入を
おすすめする
日医A会員

法人（法人立診療所、99床以下の法人立病院および定員99名以下の介護医療院）の責任部分の賠償にも備えたい日医A会員

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する、開設者・管理者としての賠償にも備えたい日医A会員

高額賠償の支払（1事故3億円、保険期間中9億円まで）に備えたい日医A会員

開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、弁護士費用等を含めて保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金支払の対象となります。

■ 日医医賠責特約保険 支払例 「医療法人（一人医師医療法人以外）」のみが損害賠償請求を受けたケース

支払例	事故の概要		保険金の支払	
	医療機関	法人立診療所（院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	1億9,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
	内容	医療行為上の過失により重度の後遺障害が発生し医療法人のみが損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険では、法人に対する損害賠償請求は対象となりません。
	認定された損害賠償額	2億円（支払限度額3億円） （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

※勤務医師個人のみを対象として損害賠償請求が行われた場合は、当該勤務医師個人を対象とする保険が必要となります。

※「一人医師医療法人」の場合は、法人宛請求でも個人立診療所に準じ日医医賠責保険で対応します。

※法人から日医A会員個人に対して損害賠償請求が行われた場合、その医師の責任割合部分を支払う場合があります。

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する開設者・管理者としての備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、会員医療機関で勤務する日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対して、開設者・管理者である会員が損害賠償請求を受けた場合、日医A会員以外の医師の責任部分について保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、日医A会員以外の医師の責任部分も含めて保険金支払の対象となります。

支払例	事故の概要		保険金の支払	
	医療機関	個人立診療所（開設者・院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	9,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
	内容	勤務医の医療行為上の過失により開設者である会員が損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険では、会員の開設者・管理者責任部分のみ対象（勤務医の責任部分はカットされます）
	認定された損害賠償額	1億円（支払限度額3億円） （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

高額賠償への備えは大丈夫ですか？

2020年4月1日の民法改正で法定利率が5%→3%に変更されたことにより、損害賠償金が引き上げられる事案が増加しており、これまで以上にその備えが重要になってきています。

日医医賠責特約保険の支払限度額と掛金（1年間の掛金）

1. 支払限度額

日医医賠責保険と合算して

1事故（同一医療行為につき）3億円

保険期間中（年間）9億円

（免責金額は1事故100万円）

2. 掛金（1年間）

①診療所・介護医療院（19名以下）20,000円

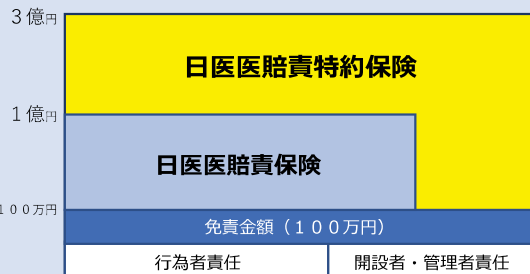
②A2会員20,000円

③病院・介護医療院（20名以上）

掛金 = 12,400円 × 一般・療養病床の許可病床数または定員 - 40,000円

日医医賠責特約保険と日医医賠責保険の関係

1事故支払限度額



保険期間

2025年7月1日(火)から1年間

加入手続

新規加入の場合は2025年5月30日(金)までに所属の都道府県医師会へ加入依頼書を送信or提出

（一部地域によっては、郡市区医師会へ）

※詳しくは裏面ご参照

お問い合わせ先 公益社団法人 日本医師会
担当事務局 医賠責対策課

☎ 03-3942-6136（平日9:30～17:30）

✉ ibaiseki@po.med.or.jp

[illegible]